

平成21年3月23日

経済不況に伴う緊急経済支援に係る授業料免除の特別支援措置

平成20年秋から国内外において急激な経済不況が広がっている。本学においても、学資負担者の失職等により、授業料の納付が困難な学生（家計困窮学生）また、この経済不況による企業等からの内定取消等を受けた学生（内定取消学生）がいる。

このような状況を踏まえ、平成21年度授業料免除において、一般の授業料免除と区別した特別枠による授業料免除を実施することとした。

1. 共通事項

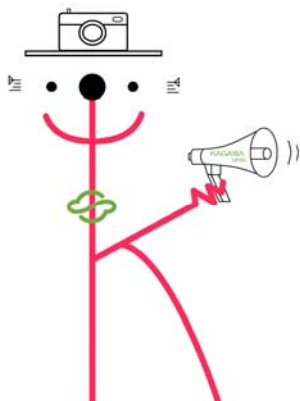
- (1) 一般の授業料免除予算額とは別枠の免除予算額とする。
- (2) 家計困窮学生、内定取消学生の免除予算額は、原則、それぞれ5,358,000円（10人分）とする。
ただし、状況等により、学長が必要と認めた場合は、相互流用ができる。
- (3) 平成21年度限りの免除とする。平成22年度以降については、その時の経済状況を考慮する。
- (4) 家計困窮学生については、留学生は対象としない。

2. 家計困窮学生

- (1) 平成20年9月以降、学資負担者が事業者側の一方的な理由により解雇された場合又は景気悪化により事業が倒産した場合で、経済的理由により授業料の納付が困難な者
- (2) 書類選考を行う。

3. 内定取消学生

- (1) 以下の要件を全て満たす者
平成21年3月卒業・修了予定の者
企業等から、正規社員としての内定取消しを受けた者
平成21年度も引き続き在籍して、就職活動を希望する者
- (2) 書類選考及び面接を行う。免除額は全額免除とする。
- (3) 在籍期間は、原則、1年間とする。ただし、前期中に就職先が決定した場合は、9月卒業を認める。



➤ 問い合わせ先

香川大学 教育・学生支援室 学生生活支援グループ

中村 猛 TEL: 087-832-1160

FAX: 087-832-1155

E-mail: sokokt@jim.ao.kagawa-u.ac.jp